

Kankyostagram 環境スタグラム Vo.14



環境課



↑12月16日(最終日)のフードドライブの様子

環境課です。

10月21日、11月18日、12月16日に役場玄関前でフードドライブを開催しました。

最終日の12月16日には、幸田中学校の生徒にも協力してもらい、3日間を通して多くの食品の寄付をしていただきました。

寄付いただいた食品は、社会福祉法人愛恵協会あいけいを通じて町内で必要としている人へ届けられています。

ご協力いただき、本当にありがとうございました。



えこたん

フードドライブって聞いたことがあるよ。生活に困っている人への支援と食品ロスの削減の2つ役割を担っているんだよね。

3日間でどれだけの食品が寄付されたのかな？



環境課

3日間で78人が訪れ、955点387.5kgもの食品を寄付いただきました。

その中でも乾物が252点、お菓子が204点、飲料が159点、缶詰が143点、お米に関しては33点121.4kgも寄付していただき、大変喜ばれました。



すこっぴー

食べきれない食品がごみになってしまうのではなく、必要としている人に届けられるのとはとても良い活動だと思うよ。

今後、食べきれない食品があったらどこに持っていけばいいの？



環境課

3月22日⑨に幸田駅前銀座でフードドライブを開催します。

ぜひこちらにご協力ください(詳細は下記のとおり)。

次のフードドライブ開催のお知らせです！

フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体、施設およびフードバンクなどに寄付する活動です。お持ちいただいた食品は、社会福祉法人愛恵協会へ寄付します。

と き 3月22日⑨ 午前9時～午後3時

と ころ 幸田駅前銀座(「フードドライブ開催中」の旗が目印です)



この旗が目印だよ！



【対象品目に該当する食品をお持ち込みください】

○ 対象品目

- ・お米
- ・缶詰(肉・魚・野菜・果物など)
- ・レトルト食品(カップ麺、カレーなど)
- ・乾物(パスタ、うどん、蕎麦など)
- ・ギフト(お歳暮、お中元などの余剰品)
- ・お菓子
- ・調味料
- ・飲料(ペットボトル飲料、缶ジュースなど)
- ・乳幼児用食品(粉ミルク、離乳食など)



× 対象外品目

- ・賞味期限が明記されていない食品
- ・賞味期限が1カ月を切っている食品
- ・開封されている食品
- ・生鮮食品(肉類・魚介類・生野菜)
- ・冷蔵・冷凍食品
- ・アルコール(みりん・料理酒は除く)



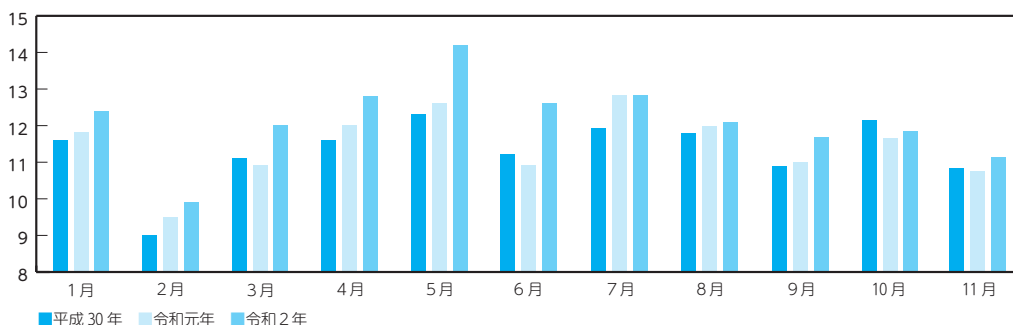
ご自宅に「食べ物」眠っていませんか？
賞味期限が1カ月以上ある食品をお持ち込みください。

えこたん日記 Let's go to リサイクル

町指定ごみ袋の値下げにより、燃やすごみの量はどうなったの？ そんな疑問にお答えするコーナーです。

区分	単位	平成30年11月	令和元年11月	令和2年11月	前年比	1人当たりのごみ量
ごみ量	kg	455,230	459,400	477,700	+18,300	 注意
人口(各年1日現在)	人	41,829	42,344	42,501	+157	
1人当たりのごみ量	kg	10.9	10.8	11.2	+0.4	

(単位: kg) 1人当たりのごみ量の推移



前年と比べて…

- 総量で **18トン増**
- 1人当たり **400g増**
- 岡崎市中央クリーンセンターでの処理費 **33万円増**

燃やすごみの分別徹底を！

環境課職員が燃やすごみ袋の中身を調査しています。

4袋で重さ20kgある、燃やすごみを調べてみると、約1割に当たる1.5kgもリサイクルできるプラスチック製容器包装やペットボトルが出てきました…

一人一人がごみの分別意識を持って、燃やすごみを減らしましょう！

問合せ 環境課ごみ対策グループ(内線273) FAX63-5169



↑ごみ袋から出てきたリサイクルできるごみ



後期高齢者医療制度 高額介護合算療養費について

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者が1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額を合計し、その金額が下表の負担区分による「自己負担限度額」を超えた場合、申請により「高額介護合算療養費」が支給されます。

対象期間 令和元年8月1日～令和2年7月31日

申請方法 支給の対象となる人には、令和3年2月下旬に愛知県後期高齢者医療広域連合から「お知らせ」が送付されますので、それによって申請してください。

負担区分	要 件		自己負担限度額
現役並み所得者	Ⅲ	同じ世帯に町民税課税所得が690万円以上ある被保険者がいる世帯の人。	212万円
	Ⅱ	同じ世帯に町民税課税所得が380万円以上ある被保険者がいる世帯の人。	141万円
	Ⅰ	同じ世帯に町民税課税所得が145万円以上ある被保険者がいる世帯の人。	67万円
一般	現役並み所得者・区分Ⅱ・区分Ⅰに該当しない人。		56万円
区分Ⅱ	町民税非課税世帯で、区分Ⅰに該当しない人。		31万円
区分Ⅰ	世帯全員の各種所得(公的年金は控除額を80万円で計算)が0円の世帯の人。または、町民税非課税世帯で、被保険者本人が老齢福祉年金を受給している人。		19万円

* 医療費以外に負担された食事代や差額ベッド代などは、対象外となります。

* 高額療養費や高額介護(予防)サービス費に相当する額は、支給対象の自己負担額から除きます。

問合せ 保険医療課医療グループ(内線144) FAX56-6218



介護保険関係の「税の所得控除」のご案内

障害者控除

65歳以上の人で介護保険の認定を受けている人のうち、障害者控除対象者認定基準に該当する人、またはその人を扶養する人は所得控除を受けることができます。対象者には1月中旬に認定書を送付しました。

・認定書の交付に必要なもの

①申請書（福祉課窓口にて配布）②印鑑 ③窓口に来られる人の本人確認ができるもの（運転免許証など）④委任状（同居の親族以外の人申請する場合のみ）

・認定の基準

要介護認定を受けた際の記録およびその他の資料を元に判定します。

おむつ代の医療費控除について

おおむね6カ月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上おむつの使用が必要な人については、おむつ代が医療費控除の対象となります。確定申告では、おむつ代の領収書および医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

なお、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の場合で、要介護認定を受けていて一定の要件を満たしている人については、町が発行する「要介護認定での主治医意見書の内容を確認した書類」または「主治医意見書」の写しにより、医師が発行した「おむつ使用証明書」に代えることができます。

介護サービス費用の自己負担額にかかる医療費控除

介護保険を利用した施設サービス費用および在宅サービス費用の自己負担額のうち、医療費控除の対象となるものがあります。施設および居宅サービス利用料の領収書に医療費控除の対象となる金額が記載されていますので、ご確認ください。

問合せ 福祉課介護保険グループ（内線156）FAX56-6218



審議会などの委員を公募します

町では、法令や条例に基づく各種審議会などの委員の一部を公募しています。幅広い意見を集約し、開かれた町政を目指していくため、たくさんの応募をお待ちしています。

委員を公募する審議会などの名称および募集内容

審議会などの名称	募集人数	任期	内容	担当窓口
幸田町環境審議会	1人	2年	環境基本計画および環境の保全と創造に関する事項の審議 (年2回程度の会議へ出席)	環境課 環境保全グループ (内線272)
幸田町食育推進会議	1人	1年	町における食育推進事業や教室について報告および意見交換 (年1から2回程度の会議へ出席)	産業振興課 農業振興グループ (内線264)
幸田町都市計画審議会	1人	1年	町長の諮問に応じ、町の都市計画に関して必要な事項について調査および審議 (年2回程度の会議へ出席)	都市計画課 計画整備グループ (内線221)

応募要領

(1) 資格 次の①～⑤のすべての条件に該当する人

- ① 町内在住で20歳以上であること(令和3年1月1日現在)
- ② 納税が滞っていないこと
- ③ 町の審議会などの現職委員(公募による委嘱委員も含む)でないこと
- ④ 各種審議会などの設置趣旨に反せず、特別に行政と利害関係にある人でないこと
- ⑤ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと

(2) 方法 応募する審議会などの名称を明記の上、審議会などへの参画を希望される理由を200字程度のレポート(様式に指定はありません)にまとめ、住所・氏名・生年月日・職業・電話番号を記入の上、下記の申し込み先に郵送(締切日消印有効)、FAX、Eメールまたは持参のいずれかの方法で提出してください。

(3) 決定方法 町の定める選考基準に基づき、選考会において審議の上、決定します。

(4) 申込み 2月26日(金)午後5時までに下記にお申し込みください。〒444-0192 住所不要 幸田町総務部人事秘書課人事グループ Eメール jinjihisyo@town.kota.lg.jp FAX63-5139

問合せ 人事秘書課人事グループ(内線363)または各担当窓口にお問い合わせください。



軽自動車税に関するお知らせ

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます

バイクや軽自動車などを解体、譲渡、盗難などにより所有しなくなった場合は、4月1日までに廃車または名義変更の手続きをしないと来年度も引き続き課税されます。盗難に遭った人は、盗難届を提出した警察署で届出日と受理番号を確認の上、手続きをしてください。軽自動車検査協会では、毎年3月は軽自動車税申告などの関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑する状況となっております。このため、軽自動車検査協会への名義変更・廃車の届出はできる限り3月中旬までに済ませていただきますようご協力をお願いします。

また、小型特殊自動車（農耕用作業車やフォークリフトなど）は、公道を走行しなくても、所有していることに基づいて軽自動車税が課税されます。これらの車両を新たに所有する人や、現在未登録の人は、速やかに登録の手続きをしてください。

手続き場所

車の種類	届出先
原動機付自転車(125cc以下のバイク) 小型特殊自動車(トラクター・フォークリフトなど)	幸田町税務課町民税グループ(1階6番窓口) (内線161)
二輪の軽自動車(125ccを超え、250cc以下のバイク)	中部運輸局愛知運輸支局 西三河自動車検査登録事務所 豊田市若林西町西葉山46番地 ☎050-5540-2047
二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク)	
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 三河支所 豊田市若林西町西葉山48番2 ☎050-3816-1772

令和3年度 軽自動車税（種別割）について

三輪・四輪の軽自動車は、初度検査年月や車両の環境性能によって、適用される税率（年額）が変わります。

軽自動車（三輪・四輪）の税額

車種区分			税率(年額)					
			初度検査年月が 平成20年3月以 前の車両(1)	初度検査年月が 平成20年4月～ 平成27年3月の 車両	初度検査年月が 平成27年4月以 降かつ、右記(2) ～(4)以外の車両	初度検査年月が 令和2年4月以降の車両		
						(2)	(3)	(4)
四輪	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
三輪			4,600円	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円

(1)電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車は除きます。

(2)乗用・貨物：電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準10%低減）

(3)乗用：平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減かつ令和2年度燃費基準+30%達成車

貨物：平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

(4)乗用：平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減かつ令和2年度燃費基準+10%達成車

貨物：平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

* 原動機付自転車および二輪車・小型特殊自動車の税率は令和2年度と変わりません。

問合せ 税務課町民税グループ(内線161) FAX63-5334



町税の延滞金・還付加算金の割合について

納期限までに納税しないことを滞納と言います。滞納すると納期限内に納めた人との公平を保つため、本来の税額のほかに延滞金も納めなければなりません。また、税金の納め過ぎにより還付金が発生した際に、その還付金につける利息のことを還付加算金と言います。還付加算金の額は、還付までの期間に応じて、還付金の額に一定の割合を乗じて計算した金額です。令和3年の延滞金・還付加算金の割合は下記のとおりとなります。

	1カ月以内の延滞金	1カ月経過後の延滞金	還付加算金
平成29年中の割合	2.7%	9.0%	1.7%
平成30年中の割合	2.6%	8.9%	1.6%
平成31年中の割合	2.6%	8.9%	1.6%
令和2年中の割合	2.6%	8.9%	1.6%
令和3年中の割合	2.5%	8.8%	1.0%

問合せ 税務課収納グループ（内線165） FAX56-6218



第54回町民スポーツ大会の結果

* 敬称略・優勝のみ

種 目		優 勝
軟式野球 (9/27)		OBBC
ソフトボール (11/1)	男 子	ういんぐす
	女 子	大草レディース
硬式テニス (9/27、10/11)	一般 男子 シングルス	都築 修平
	一般 女子 シングルス	白草 陽子
	一般 男子 ダブルス	片岡 雅年・楠 裕典
	一般 女子 ダブルス	白草 陽子・星野 清美
ソフトテニス (ダブルス) (9/26、11/1、11/8)	一般 一部	本間 拓也・坂口 統威
	一般 二部	三浦 綾子・三浦 つかさ
	中学生（1年男子）	大島 優喜・植山 裕太
	中学生（2年男子）	矢藤 漸・小野 幹太
	中学生（1年女子）	藤田 紅羽・川瀬歩実佳
	中学生（2年女子）	本多 李帆・杉田 理紗
	小学生 5・6年	小山峻太郎・森 麻洋
	小学生 4年以下	大島 直哉・山本 卓弥
サッカー (9/27)	小学生 1・2年	KSP C
	小学生 3・4年	幸田 JrFC 4年 B
	小学生 5・6年	幸田 JrFC 6年 B

問合せ 生涯学習課スポーツグループ(中央公民館内、内線192) FAX(0564)63-1675
月曜休館(月曜が祝日の場合は翌平日が休館)

**3月1日(月)～7日(日)は春季火災予防運動期間です！**

現在、新型コロナウイルスが全国で感染拡大しているため、勤務先や住宅などで消毒用アルコールを使用する機会が増えていると思います。アルコールは火災予防上、大変危険なものですので、取り扱いには十分注意しましょう。

アルコールはガソリンと同様に、火気に近づけると引火する危険があります。

また、アルコールは燃焼すると、照明や太陽光が当たり明るくなっている場所では認識しづらいです。アルコールが付着した状態でたばこ、コンロの火、ストーブなど火気に近づくと、気付かないうちに衣服などに着火し、やけどをする恐れがあります。

もし、着衣に着火してしまった場合は、以下の行動をとりましょう



①火の勢いを拡大させないためにその場に立ち止まってください。

②地面に倒れこみ、燃えている所を地面に押しつけるように体と地面をくっつけてください。

③両手で顔を覆い、顔へのやけどを防いで左右に転がり消火してください。

もしやけどを負ってしまったら、流水で冷やし続けてください。

火災予防上消毒用アルコールの安全な取り扱いについて

- ・アルコールは火気の近くで使用しないようにしましょう。
- ・直射日光が当たる場所や高温となる場所に置かないようにしましょう。
- ・アルコールが入っている容器を落下させたり、衝撃を与えないようにしましょう。
- ・容器の詰め替えや、室内の消毒などをする際は、必ず通気性の良い場所や、換気されている場所で行いましょう。



イラスト出典
東京消防庁

問合せ 予防防災課予防グループ ☎(0564)63-0513 FAX(0564)63-1189

**Jアラート全国一斉情報伝達訓練を実施します**

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、情報伝達訓練を行います。この訓練は、Jアラート*（全国瞬時警報システム）を用いた訓練で、町以外の地域でも複数の手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

と き 2月17日(金) 午前11時ごろ（災害などが発生した場合は、訓練が中止となることがあります）

訓練放送試験

情報伝達手段	放送内容
①防災行政無線	町内に設置してある防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。 【放送内容】上りチャイム音、「これは、Jアラートのテストです。」×3回、下りチャイム音
②タウンメール	こうしたタウンメールで、次のメール文が送信されます。 【メール文】「これは、Jアラートのテストです。」

* Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

問合せ 防災安全課安全対策グループ（内線371） FAX63-5139

毎月の相談

◎行政相談

と き 毎月第3水曜日（祝日除く）午前9時～正午
ところ 役場1階相談室
問合せ 総務課 法規グループ（内線353）FAX63-5139

◎人権相談

と き 毎月第1水曜日 午前9時～正午
ところ 役場1階相談室
問合せ 住民課 住民窓口グループ（内線122）FAX62-6555

◎消費生活相談

▶幸田町（電話相談可）

と き 毎週火曜日 午前10時～正午、午後1時～4時
 ＊受付は午後3時30分まで
ところ 役場1階相談室
そのほか 専門の相談員が対応します。
問合せ 企画政策課 政策グループ（内線331）FAX63-5139

▶愛知県消費生活総合センター（電話相談可）

と き ⑧～⑫ 午前9時～午後4時30分
 ①・② 午前9時～午後4時
ところ・問合せ 愛知県消費生活総合センター
 ☎052-962-0999

◎多重債務相談（予約制）

と き 毎週火・木曜日 午後1時～4時
ところ・問合せ 愛知県消費生活総合センター ☎052-962-0999

◎司法書士法律困りごと相談（予約制）

と き 毎月第1・3水曜日 午後1時～4時
ところ 福祉サービスセンター
そのほか 1週間前までに事前予約が必要
問合せ 幸田町社会福祉協議会 ☎62-7171 FAX62-7254

◎無料法律相談（予約制）

と き 毎月第2木曜日 午後1時～4時
ところ 役場1階相談室
問合せ 住民課 住民窓口グループ（内線122）FAX62-6555

◎心配ごとお気軽相談（電話相談可）

と き 毎週水曜日 午前9時～正午
ところ 役場1階相談室
問合せ 福祉課 介護保険グループ（内線157）FAX56-6218

◎母子父子家庭相談（電話相談可）

と き 毎月第4木曜日 午前10時～午後4時
ところ 役場1階相談室
問合せ 福祉課 包括ケアグループ（内線155）FAX56-6218

◎こどもの相談

と き 毎月第2水曜日 午前10時～午後4時
ところ 役場1階相談室
問合せ 福祉課 包括ケアグループ（内線155）FAX56-6218

◎子育て相談（訪問相談可）

と き ⑧～⑫ 午前8時30分～午後5時
 ① 午前8時30分～正午
 ＊①は電話相談のみ（祝日除く）
ところ・問合せ 上六栗子育て支援センター ☎・FAX62-8333

◎教育相談

と き ⑨～⑫ 午前10時～午後6時
ところ 中央公民館教育相談室
問合せ ☎・FAX63-1188 Eメール soudan@sk2.aitai.ne.jp

◎高齢者の相談（訪問相談可）

と き ⑧～⑫（祝日除く）午前8時30分～午後5時15分
ところ 福祉サービスセンター
問合せ 幸田町地域包括支援センター ☎62-7331 FAX62-7254

◎認知症介護電話相談

と き ⑧～⑫（祝日除く）午前10時～午後4時
ところ 公益社団法人 認知症の人と家族の会・愛知県支部
問合せ ☎0562-31-1911 FAX0562-33-7102

◎ゆるカフェ（若年性認知症・高次脳機能障害当事者の相談・交流会）

と き 毎月第1土曜日 午前10時～正午
ところ 就労継続支援B型事業所ひなた
問合せ 福祉課 包括ケアグループ（内線154）FAX56-6218

◎身体・知的・精神障がい者相談

と き ⑧～⑫（祝日除く）午前8時30分～午後5時15分
ところ ①生活支援センターこうた
 ②相談支援事業所ひなた
 ③幸田町社協相談支援事業所

相談員 相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士
そのほか ご家庭への訪問相談も行っています（要予約）。
問合せ ①☎63-1755 ②☎77-6900 ③☎62-7171

◎心の病を抱える人の家族の相談

と き 毎月第3火曜日 午後1時30分～3時
ところ つどいの家1階 図書室
内容 精神保健福祉士などが相談に応じます。
問合せ 福祉課 福祉グループ（内線151）FAX56-6218

◎憩いの場（心の病のある人のデイケア）

と き 毎週火曜日 午後1時30分～4時
ところ つどいの家 会議室・図書室
相談員 精神保健福祉士
問合せ 福祉課 福祉グループ（内線151）FAX56-6218

◎ひきこもり家族の集い

と き 毎月第3水曜日 午後5時30分～7時
ところ つどいの家
対象 ひきこもり状態にある本人または家族
問合せ 幸田町基幹相談支援センター ☎63-1755 FAX63-1756

◎精神保健福祉（心の病、心の健康）相談

と き ⑧～⑫（祝日、年末年始除く）午前9時～午後4時30分
ところ・問合せ 西尾保健所健康支援課
 ☎0563-56-5241 FAX0563-54-6791

◎子どもの権利擁護委員会

と き ⑧～⑫（祝日除く）午前8時30分～午後5時15分
問合せ こども課 児童育成グループ（内線133）FAX63-5334
 Eメール kodomo-kenri@town.kota.lg.jp

◎国税に関する「電話相談センター」

と き ⑧～⑫（祝日、年末年始除く）午前8時30分～午後5時
利用方法 ①岡崎税務署 ☎58-6511へ電話
 ②自動音声→「1」を押す
 ③自動音声→相談内容の番号を押す

寄付

ありがとうございます

（敬称略）

幸田町へ

◎㈱CNK／マスク3000枚 ◎新東工業㈱幸田事業所／金30,000円

◎㈱中條総合保険／金4,600円

幸田町社会福祉協議会へ

◎㈱石原組従業員一同／金1,200円

◎匿名／金50,000円

人口動態 2021.1.1現在

総人口 42,581人(前月比-8人)

内 男21,635人 女20,946人

世帯数 16,512世帯(前月比+20世帯)

12月中の主な異動

出生 30人(男 14人/女 16人)

死亡 25人(男 14人/女 11人)

転入 132人(男 80人/女 52人)

転出 140人(男 76人/女 64人)

戸籍異動 12月届出分(順不同・敬称略)

おめでとうございます

出生児	保護者	区
照屋 柊莉【しゅり】	辰貴	岩堀
坂本 有紀【ゆき】	徹	岩堀
亀井 信義【あきよし】	純平	六栗
白水 怜勇【れいおん】	克憲	芦谷
稲吉 ひなた	純希	逆川
尾崎 心海【ここみ】	研太	長嶺
鈴木 凜【りん】	真保	鷺田
石川 結菜【ゆな】	大貴	芦谷
五敷 旺太【おうた】	拓弥	坂崎
伊藤 宏人【ひろと】	清人	鷺田
平良 優【ゆう】	貴士	上六栗
澤田 幸汰郎【こたろう】	美香	六栗
山北 理乃【りの】	佑樹	市場
小原 集【しゅう】	大	鷺田
須永 凌平【りょうへい】	有加	鷺田
長谷川 怜依【れい】	一樹	横落
日高 愛梨【あいり】	将太	岩堀
難波 凜【りん】	悟史	里
山本 茉白【ましろ】	敬幸	大草
占部 友惟子【ゆいこ】	大順	鷺田
神藤 嘉惟【かい】	貴仁	鷺田
青井 暉一郎【きいちろう】	映樹	大草
丸久 倫果【ともか】	徹	里

おくやみ申し上げます

死亡者	年齢	世帯主	区
長谷 萬逸	79	長谷 萬逸	芦谷
梅津 克彦	76	梅津 努	六栗
松山 光治	75	松山 光治	横落
石川 秋夫	89	石川 敏明	岩堀
森 英一	83	森 英一	岩堀
高木 淑子	78	高木 靖	芦谷
池田 孝	94	池田 孝	岩堀
杉山 キクエ	88	杉山 利治	永野
鳥居 幸子	90	鳥居 務	芦谷
加藤 忠	91	加藤 高明	岩堀
関 利春	85	関 利春	幸田
志賀 竜市	80	志賀 竜市	六栗
山本 康司	98	山本 康司	坂崎
小野 智矢子	86	小野 理吉	岩堀
林 功	89	林 功	鷺田
清水 幸子	81	清水 豊	岩堀

* プライバシー保護のため、希望者のみ掲載しています。掲載希望の人は、届け出時に住民課にお申し出ください。

ケーブルTV 2月の番組案内
〈スマイル12チャンネル〉

①『テレビ回覧板WEEKLY』(15分)

幸田町、蒲郡市の地域ニュース。毎週土曜日更新
(毎日9:00、12:00、15:00、17:00、19:00、22:00放送)

②『町の風景』(10分)

幸田町、蒲郡市の美しい風景をお届けします。

2月13日(土)～26日(金) 1週目 9:15、12:30、19:15放送
2週目 12:15、18:00、22:15放送

③『マイ Home Town』(30分)

「私の町」をテーマにしたエリア内の情報番組です。

2月13日(土)～26日(金) 1週目 9:30、19:30、22:30放送
2週目 10:30、15:30、20:00放送

④『店ばな工房』(15分)

幸田町、蒲郡市にあるお店を紹介します。

2月20日(土)～3月5日(金) 1週目 9:15、12:30、19:15放送
2週目 12:15、18:00、22:15放送

⑤『幸田イチオシみつけ』(15分)

幸田町のイチオシを紹介します。

2月20日(土)～3月5日(金) 1週目 9:30、19:30、22:30放送
2週目 10:30、15:30、20:00放送

問合せ 三河湾ネットワーク株式会社 ☎0120-794934

今月の表紙

版画の説明

「三河万歳」

三河万歳は、三河地方に伝わるユニークな伝統芸能で、もとは正月の祝福芸で、現在では季節を問わず披露されています。

国の重要無形民俗文化財に指定されていて、現代の漫才のルーツともいわれています。この幸田町の誇る「三河万歳」に一度ふれてみたいものです。

長崎では諏訪神社の秋の大祭「長崎くんち」にオランダ万歳があります。

島原市とゆかりのある画家・版画家 小崎 侃氏

俳句の説明

冬ぬくし 鼓の音の 和みけり

三河万歳の陽気な雰囲気と、それを楽しみながら見ている人たちの表情が印象に残りました。「冬ぬくし」という温かさを感じることのできる季語にのせ、句を詠みました。

幸田高等学校 1年 難波 晴菜さん